

豪雨時における砂防関係施設臨時点検要領(試行)

1 目的

本要領は、豪雨の発生直後において砂防関係施設の状態(砂防堰堤上流の堆砂状況など施設機能に関する周辺状況を含む)を速やかに把握するために実施される臨時点検について、その対象施設や実施時期を定めることにより、臨時点検の適切かつ効率的な実施を図り、もって砂防関係施設の適切な機能維持を通して土砂災害に対する県民の安全確保に資することを目的とする。

2 定義

本要領における「豪雨」とは、県内に土砂災害警戒情報が発表された場合の降雨をいい、「臨時点検」とは、「砂防関係施設点検マニュアル(広島県土木建築局砂防課、令和4年3月)」に定められた臨時点検のうち豪雨発生時に実施が求められるものであり、豪雨の発生後速やかに「施設の損傷の有無や程度、被害の程度、設備及び施設に直接影響を与える周辺状況を把握・確認すること」を目的として実施するものをいう。

3 対象施設

砂防堰堤については、豪雨に伴う土石流又は土砂流出による影響が懸念される施設を対象とするものとし、降雨の状況に伴い次に示す考え方によりその都度選定する。

溪流保全工、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設については、市町や住民からの通報や報道情報等に基づき必要と認められる施設を臨時点検の対象とする。

(砂防堰堤の対象施設選定に係る考え方)

次に該当する施設を臨時点検対象施設として選定する。なお、当面の間、次の(2)及び(3)に該当する施設については、砂防課において対象施設数等を確認・判断の上、関係事務所(支所)へ通知する。

- (1) 市町や住民からの通報や報道情報等により土石流又は土砂流出の発生が確認もしくは疑われる溪流に位置する施設
- (2) 土砂災害警戒情報が発表された市町内において、土砂災害警戒基準線(クリティカルライン:CL)の超過が認められたメッシュ内に位置する施設
- (3) その他、総合的な判断から砂防課が指示する施設

4 段階的实施

点検対象施設を次のとおり分類し、段階的に点検を実施することで円滑な状況把握を行う。

(1) 点検対象施設の分類

ア 第1グループ

- ・ 市町や住民などから通報があった溪流に位置する施設
- ・ 除石管理型の施設*
- ・ 住宅団地など多くの人家(保全対象)の直上流に位置する施設*
- ・ その他、社会的な影響が大きいと考えられる施設*

※ 土砂崩壊や土砂流出が発生していないことが明確に確認できる流域内に位置する施設を除く。

イ 第2グループ

- ・ 第1グループ及び第3グループに該当しない施設

ウ 第3グループ

- ・ 土砂崩壊や土砂流出が発生していないことが明確に確認できる流域に位置する施設

(2) 段階的实施方法

臨時点検対象施設のうち第1グループに該当する施設については、豪雨発生後できる限り速やかに点検(一次点検)を実施し、概ね1か月以内の完了を目指す。

第2グループに該当する施設については、第1グループに引き続き点検(一次点検)を実施し、豪雨発生後概ね3か月を目途に点検を完了させる。

第3グループに該当する施設については、次期定期点検時に合わせて状況把握する。

(3) その他

第1グループのうち、除石管理型の施設、住宅団地など多くの人家(保全対象)の直上流に位置する施設及びその他、社会的な影響が大きいと考えられる施設については、あらかじめ選定しておくものとする。

5 点検作業と記録

一次点検においては、土砂流出の有無、砂防関係施設への影響及び周辺地域の状況等を速やかに把握する。一次点検の結果は、〔様式1〕に記入する他、状況写真等の記録は、「砂防関係施設点検マニュアル」各施設編に定める点検調書の位置図及び観測写真の様式を準用する。

一次点検によって発見された異常箇所においては、砂防課と関係事務所(支所)との協議により二次点検の実施の可否を決定する。

二次点検においては、土砂の発生や流出箇所の特定、現地調査による砂防堰堤の土砂捕捉量の把握、被害状況の調査、写真撮影等を行う。また、その結果をもとに速やかに緊急除石・復旧工法等の検討や工事費の算出を行う。二次点検の結果については、「砂防関係施設点検マニュアル」各施設編における「点検調書の記入方法」に従い記入する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年5月 31 日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年2月 10 日から施行する。

